

# 出産・育児等に配慮した技術者評価の実施要領

この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する総合評価落札方式において、出産・育児等に配慮した技術者評価の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 1. 内容

男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進するため、総合評価落札方式の配置予定技術者の工事成績評価において、評価対象期間に当該技術者が妊娠、出産、育児、介護（以下、「出産・育児等」という。）を理由として休業していた場合、休業期間に応じて評価対象期間を加算する。

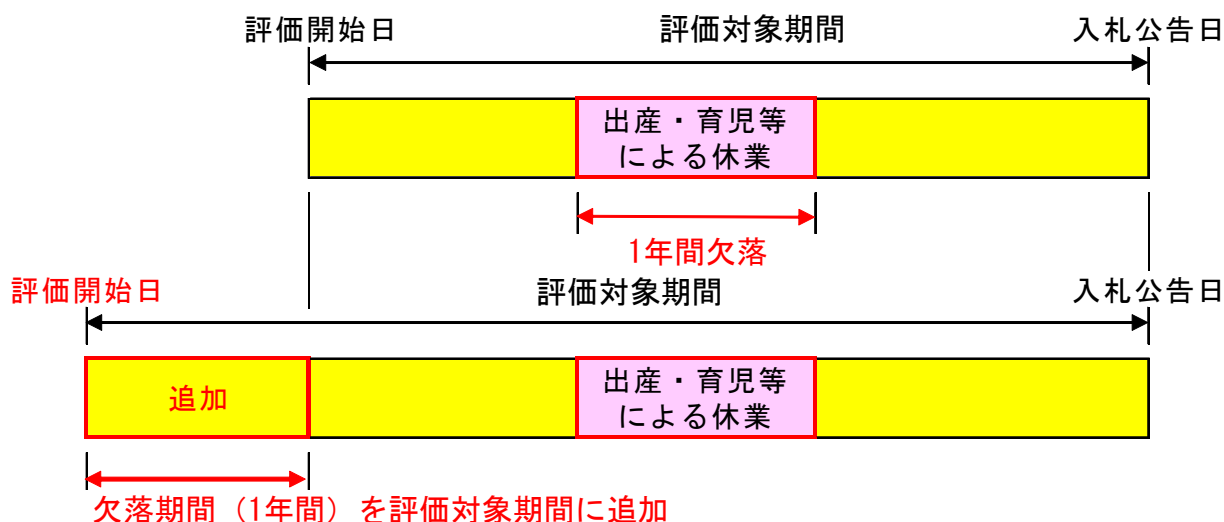


図 評価対象期間の加算イメージ

## 2. 対象

徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する全工事

## 3. 評価対象期間の加算申請方法

入札に参加しようとする者が、総合評価加算点等算出資料申請書に加算する年数を記載して申請する。

## 4. 加算の対象となる休業

加算の対象となる休業（以下、「加算対象休業」という。）は、以下の(1)から(4)の条件をすべて満たしたものでなければならない。

- (1) 出産・育児等を理由とした一時休業で、2週間以上連続した休業であること。
- (2) 評価対象期間の休業であること。
- (3) 出産・育児については、子、介護については、配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を対象とした休業であること。
- (4) 加算対象休業の事実を証明できること。

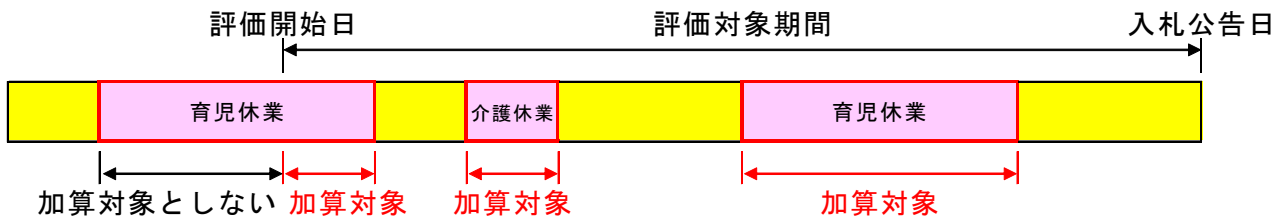


図 加算対象休業イメージ

## 5. 加算年数の算出方法

評価対象期間の加算対象休業を通算し、下表により算出する。

表 加算年数の算出方法

加算対象休業を通算した期間	加算年数
1年以上，2年未満	1年
2年以上，3年未満	2年

※1年は365日とする。

※3年以上の場合は，上記の法則に従い設定する。

## 6. 加算年数（加算対象休業）の確認方法

落札候補者となった段階で，別添の加算年数証明書に休業の理由が確認できる資料（写しで可）を添付して提出する。

休業の理由が確認できないときは，評価対象期間の加算を認めない。この場合，加算した期間に通知された工事成績評定点は無効として扱い，総合評価の加算点及び評価値を再計算する。

表 休業の理由が確認できる資料例

休業の理由	休業の理由が確認できる資料
妊娠 出産 育児	会社への休業申請書，出生証明書，住民票，母子健康手帳，等
介護	会社への休業申請書，介護保険被保険者証，医師の診断書，等

## 7. 適用

この要領は，平成29年5月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

# 加算年数証明書

平成 年 月 日

( 発注者 ) 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

工 事 名  
路線名等  
工事箇所

配置予定技術者の工事成績評価にかかる評価対象期間の加算年数の根拠は下記のとおりであり、記載内容と事実と相違ないことを誓約します。

配置予定技術者名			
休業の理由	対象者	休業期間	休業日数
		平成 年 月 日～平成 年 月 日	日
			日
			日
			日
			日
合計			日

※休業の理由欄には、妊娠、出産、育児、介護のいずれかを記載すること。

※対象者欄には、休業の理由の対象者を記載すること。

例) 長男の育児のために休業した場合は、「長男」と記載する。

※休業の理由が確認できる資料（写しで可）を添付すること。